

高山村 紙おむつ等給付事業をご利用のみなさまへ

高山村では、在宅で生活している要介護度1以上の方に対し
下記のとおり紙おむつ等を支給しています。(身体障害者等の方はご相談ください)

- 1.支給対象者 認定調査で、要介護度が1以上の方
※ 身体障害者等の方は村の対象に当たる方に限ります。詳しくは社協までお問い合わせください。
(在宅で生活している方に限ります。)
- 2.購入限度額 要介護度が3・4・5ー配達料500円を控除した
1ヶ月 4,500円未満の範囲で注文ができます。
要介護度が1・2ー配達料250円を控除した
1ヶ月 2,750円未満の範囲で注文ができます。
(お届けは2ヶ月分まとめて配達になります。)
☆注文は袋単位でお願いいたします。
- 3.申し込み方法 ご利用者又は、家族の方が社会福祉協議会まで申請して下さい。
受付時間(月)～(金) 午前8時30分～午後5時15分

- 4.変更連絡と配達日 配達は月1回(原則として当月の15日)
(要介護度1・2の方は2ヶ月に1回)
☆ 紙おむつの種類・数量を変更する場合や入院、入所により一時停止・再開の連絡は社会福祉協議会まで連絡ください。
☆ 変更の連絡がない限り、最初に申し込まれた紙おむつが翌月以降も配達されます。

※ 一度配達されたおむつのお取り替えは出来ません。ご注意ください。

	注文・変更等の連絡日	配達日
締め切り日	各月の1日～7日まで	当月の15日

※ 締め切り日・配達日が休日にあたる場合は、翌日になります。

5. 受給を止めるとき 利用者の方が、病院・施設に入院・入所、村外へ転出、死亡等した場合はすぐに役場・住民課(63-2111)又は社協(63-2075)までご連絡ください。

※ オムツが余っている場合は社協(63-2075)または、業者にご連絡をお願い致します

お問合せ先
高山村社会福祉協議会
電話 63-2075

商品の問合せ先
ソネット株式会社
電話 027-251-4412
FAX 027-251-9900

平成27年度

高山村 紙おむつ給付事業のご案内



高山村社会福祉協議会

